令和６年度　中学校施設開放事業

利用団体の皆様へ

堺市教育委員会

Ⅰ　学校施設開放事業（学校開放）

１　学校開放の趣旨

学校開放は、本市の生涯学習を推進するため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域の皆様に利用していただく事業です。

中学校施設開放事業では、スポーツ活動を促進し、地域住民の健康維持と体力増進を図ることを目的に実施しています。

２　学校開放の概要

（１）学校開放を利用できる方

スポーツ活動その他の生涯学習を主な目的とする団体で、その**過半数を開放学校の校区住民で構成された、２０歳以上の方を代表者とする１０人以上の団体**。ただし、次のような場合は利用できません。

①　営利活動を目的とする場合

②　政治的または宗教的な活動を目的とする場合

③　暴力団の利益となり、またはなるおそれがある場合

中学校を利用される団体は、併せて小学校を利用することはできません。**また、利用できる学校は１校のみ、複数の学校を利用することはできません。**

（２）開放施設

①　「中学校施設開放事業」　　運動場、体育館の開放

②　「中学校運動場夜間開放事業」夜間の運動場の開放　※４３校中２７校

（３）開放日時　　（利用時間には、準備と後片付けの時間を含みます。）

開放施設	日　時	
体育館	土・日・休日及び春・夏・冬休み等	午前９時～午後８時３０分
	月～金（休日及び春・夏・冬休み等を除く。）	午後６時～午後９時
運動場	土・日・休日及び春・夏・冬休み等	午前９時～午後５時
夜間運動場	土・日・休日	午後６時～午後８時３０分
	月～金(休日を除く)	午後６時３０分～午後９時

※　夜間運動場の利用は、原則として毎年３月１日から１１月３０日までに限ります。

※　学校の教育活動に支障があるときは、その学校の校長の意見を聴き、学校開放を中止し、または開放する施設や日時を変更することがあります。

※　利用時間については、時間厳守でお願いします。

（４）利用できる種目等

学校開放は、既存の学校施設を有効活用するために地域の皆様に開放するものです。

利用できる種目や施設の使い方などは学校施設の状況や周辺の環境により異なります。安全かつ円滑に学校開放を行うため、既存施設で可能な種目・利用方法は運営委員会と学校の調整により決まります。

（５）利用の手続

学校開放を利用しようとする団体は、次の手続が必要です。

① その学校の運営委員会を経由して教育委員会（地域教育振興課）に「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出してください。

② 前頁の「（１）学校開放を利用できる方」の要件を満たしていれば、教育委員会から運営委員会を経由して「中学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可申請書」が交付されます。

③ 登録後は、必ず運営委員会による利用日等の調整を受けてから学校開放を利用することができます。

※ 運動場夜間開放事業は、上記「中学校施設開放事業」を「中学校運動場夜間施設開放事業」に読み替えてください。

※ 登録の有効期間は承認を受けた年度内（利用登録された日から３月３１日まで）に限ります。

※ 「中学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可申請書」が運営委員会の手元にまだ届いていない場合であっても、運営委員会を経由して地域教育振興課あてに「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出し、受付が完了した利用団体は、本事業の利用が可能です。

（６）学校施設開放運営委員会（運営委員会）

運営委員会は、学校開放の管理運営を教育委員会から委託された、校区ごとに置かれている組織です。学校開放を利用する団体の登録手続や利用日程の調整など、その校区の学校開放における中心的な役割を担っています。

これから学校開放を利用しようとする団体は、まず運営委員会にお問い合わせください。

※ 中学校施設開放事業と中学運動場夜間開放事業では、運営委員会が異なる場合がありますのでご注意ください。

（７）利用上の注意（遵守事項）

学校は子どもの教育の場であり、地域の共有財産です。利用者は、次項の『利用上の注意』を守るとともに、運営委員会の指導に従い、ルールやマナーを守っていただきます。

利用上の注意（遵守事項）

次のいずれかに違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

① 営利活動・政治的活動・宗教的活動・暴力団の利益となるような活動をしないこと。
② 許可を受けた目的以外の用に学校の施設を利用しないこと。
③ 他の者に利用させないこと。
④ 原則として、学校等の敷地内において火気を使用しないこと。
⑤ 学校等の敷地内において喫煙若しくは飲酒をし、又は酒気を帯びて利用しないこと。（学校の門付近（周辺道路等を含む。）においても、受動喫煙防止のためのご配慮をお願いします）
⑥ 学校等の敷地内及び周辺の駐車禁止区域に駐車しないこと。
⑦ 許可を受けた施設（それに付随して利用することが必要な施設を含む。）以外に立ち入らないこと。
⑧ 学校等への出入りに必要な場合を除き、門を開放しないこと。
⑨ 騒音（大声での指導や声出しも含む。）を出さないこと。
⑩ 利用時間を厳守すること。
⑪ 利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を行い、利用前の状態に回復すること。ゴミは必ず持ち帰ること。試合などで外部の団体がゴミを持ち帰っていなかった場合においても、ゴミは利用団体が持ち帰ること。
⑫ 利用の都度、利用団体に所属する者のうちから、遵守事項の指導及び監督を行う者を利用責任者として定めること。
⑬ 非常口及び消火設備の周囲に物を置かないようにする等災害発生時の安全の確保を図ること。
⑭ 火災その他重大な事故が発生したときは、利用団体は直ちに適切な措置をとり、運営委員会に報告すること。また、運営委員会は、教育委員会（地域教育振興課）、校長等に報告すること。
⑮ 利用の都度、「利用報告書」を作成し、教育長が指定する日までに運営委員会を経由して、教育委員会（地域教育振興課）に提出すること。
⑯ その他、開放事業を安全かつ円滑に実施するために、教育長、運営委員会又は校長から指示されていること。

※例年、近隣住民からの苦情が多数寄せられております。円滑な学校開放事業の運営のために、上記利用上の注意（遵守事項）を必ずお守りください。

Ⅱ　安全管理

1　安全管理

学校開放を利用するときは、原則として、安全を確保する義務と責任は利用団体にあります。事故等を未然に防止するため、また発生時には適切に対処できるようにするため、安全管理はできる限りマニュアル化して用意しておいてください。なお、事故が起こってしまったときのために、スポーツ安全保険などの保険に加入することをお勧めします。

また、万が一学校施設を破損した場合を考え、賠償責任保険付きのスポーツ保険に加入することをお勧めします。

＜参考＞公益財団法人スポーツ安全協会のホームページで資料請求等ができます。「http://www.sportsanzen.org/」

2　予防対策

（１）気象情報、光化学スモッグ情報や暑さ指数（WBGT）を把握し、活動への影響を考慮して実施の可否を判断する。

（２）子どもの学校への往復経路に注意し、必要に応じて集団での往復や送迎等を行う。

（３）校門は、出入時以外は常に閉めておく。また、安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報を把握する。

※　次頁「３　堺市安全安心メールの登録方法」参照。

（４）防火扉や消火栓等消防設備の前に物を置かないよう注意し、災害時の避難誘導経路を確認する。

（５）活動する場所や用具の安全点検を行い、危険場所や不良箇所があった場合は直ちに使用を停止し、または立ち入り禁止にして近寄らないようにする。

（６）事故等が発生した際の被害を最小限とするため、応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意する。（内服薬は原則として使用しない。）

（７）活動に参加する子どもの健康状態について、個人情報に配慮しつつ十分把握する。頭痛・腹痛・熱がある等の場合は、子どもの安全を確保したうえで、至急保護者と連絡を取り、速やかに帰宅させ、または家まで送る。

（８）活動中に体の調子が悪くなった場合は、我慢せずに申し出るよう子どもに指導する。

（９）施設、用具等の安全な使い方や、活動時の適切な服装、安全な行動の仕方について、適宜指導する。

（１０）指導者等活動に関わる大人の人数については、事前に安全確保の点からも検討する。

（１１）事故、災害等の発生時の連絡体制と役割分担を定めておく。

（１２）事故等の発生に備え、警察、消防、医療機関、教育委員会、学校の連絡先を把握する。

３　堺市安全安心メール

安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報等の把握に努めてください。

（１）登録方法等

・インターネット及びEメールが可能な携帯電話またはパソコンから登録してください。

・配信が不要になった場合は、登録を削除してください。また、メールアドレスなどを修正する場合は、登録を削除し、新たに登録してください。

（２）お知らせする情報の内容

不審者情報等の子どもの安全に関わる事案の発生日時、場所、状況など。

（３）注意事項

・お知らせする情報については、確認作業等を行い、必要と判断したものを配信します。

・このシステムは、情報配信のみを行うもので、問い合わせには対応できません。

・登録申請は無料ですが、メール送受信等にかかる通信料は、登録者のご負担となります。

・携帯電話等がメール受信を拒否するモードになっている場合は、「soushin@anshinsakai.jp」からのメールが受信可能なモードに切り替えてください。

・このシステムに登録された登録者情報は、厳重なセキュリティ対策のもとで適切に管理を行い、その保護に努めています。また、登録いただいたメールアドレス等の情報は、子どもの安全に関わる情報のお知らせ以外の目的に使用することはありません。

（４）問合せ先

・携帯電話の操作等については携帯電話の購入店に、システムに関する質問については教育委員会教育センター（電話072-270-8120）にお問い合わせください。

●パソコンからの登録

①　「http://www.ikkr.jp/anshinsakai/」にアクセスする。

②　「仮登録」のボタンをクリックする。

③　以後は画面の指示に従ってください。

●携帯電話（インターネット及びＥメールが可能なもの）からの登録

①　「sakai@emp.ikkr.jp」宛にメールを送信してください。

（文章を入力する必要はありません。＜空メール＞）

以下を携帯電話で読み込んでメールを送信することも可能です。

②　登録処理を行うホームページアドレスが記載されたメールが返信されてきますの

で、メールに記載されているホームページアドレスをクリックしてください。
③　注意事項等を記載した同意画面が表示されますので、注意事項について同意される場合、「同意する」のボタンをクリックしてください。
④　区名を入力する画面が表示されますので、送信を希望する区名を入力してください。
⑤　登録が完了すると登録完了メールが送信されてきます。

Ⅲ　その他

１　施設や設備等を破損・滅失した場合

「利用者は、開放施設、附属設備その他器具備品等を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。」と堺市立学校の施設開放に関する規則第１０条で定めています。このような場合には、利用者は速やかに相手方に対し適切な措置をするとともに、運営委員会へ報告してください。運営委員会は必ず教育委員会（地域教育振興課：０７２－２２８－７９２０）へ報告してください。

２　特別警報・暴風警報が発令された場合

暴風警報が発令されたときは、学校開放は中止します。気象情報に注意するよう利用団体に周知してください。

また平成２５年８月３０日より、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」が発令されます。この「特別警報」の発令は、ただちに命を守る行動をとることが求められるものです。

中学校施設開放事業では、「特別警報」発令中は別記＜開放中止の基準＞の暴風警報に準じた対応といたします。

＜開放中止の基準＞

①　午前７時現在で暴風警報発令中であれば、学校開放は午前９時から中止します。
②　午前９時現在で暴風警報が解除されていれば午後１時から、午後２時現在で解除されていれば午後６時から学校開放を実施します。解除されていなければ、当日の学校開放は中止します。
③　学校開放中に暴風警報が発令されれば、発令時をもって、当日の学校開放は中止します。

３　上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合

台風の接近及び大規模災害等発生時に、堺市内の小・中学校に避難所の開設が決定される場合があります。学校開放の利用者も含め、市民の安全・安心が第一となりますので、避難所になる場合も学校開放は中止します。避難所開設にあたり、迅速に準備を行う必要がありますので、ご理解ご協力くださいますようお願いします。台風の接近及び災害発生時には、堺市ホームページ「堺市防災情報システム」にて、「避難所の開設情報」、「避難指示」等の情報収集をお願いします。

※暴風警報以外の警報・各種注意報発令時でかつ体育館等において避難所開設がされていない場合は、学校開放は実施はできますが、安全確保に十分留意し、開放施設の使用の可否を判断してください。

（参考）●防災情報

＜おおさか防災ネット＞

①気象・地震・津波情報、災害時の避難指示などの防災情報を確認することができますので、ご活用ください。

●パソコン、携帯電話からのアクセス

「https://www.osaka-bousai.net/27140/index.html」

以下を携帯電話で読み込んでアクセスすることも可能です。

②携帯電話へのメール配信サービス

（登録は無料ですが、通信料は登録者負担となります。）

「touroku@osaka-bousai.net」に空メール（本文、件名に何も書かれていないメール）を送信すると、登録用 URL が記載されたメールが返信されるので、その URL にアクセスして登録してください。

以下を携帯電話で読み込んでメールを送信することも可能です。

4　選挙の関係で学校が使用された場合

選挙時の演説会などで会場となった場合、利用できません。また、投票所となった学校につきましては、選挙前日の体育館、選挙当日の運動場と体育館はともに利用できません。ご理解とご協力をお願いします。

5　新型コロナウイルス及びインフルエンザの流行などにより学級閉鎖等が発生した場合

学校開放は継続しますが、閉鎖の対象となっている「学年・学級の児童」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加はできません。「同居の方」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加を控えるように周知してください。また、うがい・手洗いの徹底など、感染予防に努めるよう併せて周知をお願いします。

６ 熱中症予防情報サイト 堺(大阪)で暑さ指数（WBGT）が31℃以上になった場合

暑さ指数（WBGT）が３１℃以上の際には、運動は中止とします。参加者の健康観察を行い、その上で中止を含め、活動時間や活動内容の変更を行ってください。暑さ指数の確認は、ＷＢＧＴ測定器（暑さ指数計）や、熱中症予防情報サイト堺（大阪）を活用して行ってください。

（参考）●熱中症予防情報

＜熱中症予防情報サイト＞
リアルタイムで、暑さ指数（WBGT）の情報（実況、予測）や熱中症警戒アラート（現在の発表状況）が確認することができますので、ご活用ください。
●パソコン、携帯電話からのアクセス
「 https://www.wbgt.env.go.jp/sp/」において
（以下を携帯電話で読み込んでアクセスすることも可能です。）

また、メール配信サービスの申込みができますので、ご活用ください。

７ 光化学スモッグ等が発令された場合

光化学スモッグ情報について、大阪府が提供しているシステムを紹介しますので、是非ご活用いただくようお願いします。発令された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす等、適切な行動をとってくださいますようお願いします。

（参考）●光化学スモッグ情報

＜大阪府提供のホームページ＞

リアルタイムで、光化学スモッグの発令状況と大気汚染の情報が確認することができますので、ご活用ください。

●パソコン、携帯電話からのアクセス
「 https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/」
以下を携帯電話で読み込んでアクセスすることも可能です。

また、それぞれのページよりメール配信サービスの申込みができますので、ご活用ください。

様式第１号の２(第７条関係)　　運営委員会控用

１枚目　表面

堺市立　　中学校施設開放事業・運動場夜間開放事業

利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書

年度途中の申請は安易に４月１日とせず、必ず申請時以降の日付としてください。

令和　　年　　月　　日

年月日は記入しないでください。

堺市教育委員会教育長　殿

堺市立　●●　中学校施設開放事業・運動場夜間開放事業を利用したいので、次のとおり利用団体の登録を申請します。

登録年度	令和　6　年度	利用開始希望日	令和　　年　　月　　日		
団体名	堺○▲町バレー			会員数	校区内　12　人
					校区外　10　人
					合計　22　人
代表者	フリガナ			生年月日	昭和 61 年 12 月 27 日生（満 37 歳）※利用開始希望日現在
	氏名				
	住所	〒599－8888 堺市□区▲★町8－8－8			
	電話番号	(自宅)　★☆★－●○○－●××●　(携帯)　●○○－●××●－○○○○			
利用事業及び利用施設 ※カッコ内には野球等の活動内容を記入。		☑施設開放事業 ☑体育館(バレーボール　) □運動場(　) □運動場夜間開放事業 運動場(　)			
利用目					
１人当たりの会				円)　□無 円)　☑無	

ご注意！
①合計 10 人以上
②校区内の方が校区外より多い。
①②を満たしていない場合は、申請できません。

運営委員会にご提出ください。

確認事項	申請に当たっては、次の内容をご確認の上、□にレを記入してください。 ☑ 利用に当たっては、堺市立学校の施設開放に関する規則等の法令及び教育長、運営委員会、管理指導員又は校長の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。 ☑ 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。 ☑ 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、登録を承認されず、又は登録を取り消されても異議のないことを誓約します。
備考	・会費等を徴収するときは、代表者とは別に会計担当者を定め、費用の収支を明確にしてください。また、必要に応じて、収支に関する書類の提出 ・代表者は２０歳以上の方に限ります。また、会員 住民で構成されている必要があります。 ・会員の氏名、住所等を運営委員会控用裏面の会員名簿等の提出を求めることがあります。 ・堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確 氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

ご注意！
会員数と生年月日以外の部分で誤りがある場合、３枚目の承認書を発行出来ませんので、団体から書き間違えた申請書が提出された場合は、新たに書き直しを依頼してください。

会　員　名　簿

記入例

	氏　　名	利用学校の校区 (内・外)	住　　所	電　話　番　号
1	山田　太郎	内　・　外	□区▼▲★町○丁	000−0000−000*
2	美原　真	内　・　外	□区▼▲★町○丁	0*0−0000−0000
3	大阪　奈々子	内　・　外	□区▼▲★町○丁	00*−0000−0000
4	高石　美穂	内　・　外	□市	000−**00−0000
5	忠岡　忠史	内　・　外	□区▼▲★町○丁	000−0*0*−0000
6	岸和田　篤志	内　・　外	□市	*00−0000
7	岬　聖子	内　・　外	□市	00*−0000
8	泉北　亮子	内　・　外	□区▼▲★町○丁	000−0000−*000
9	神戸　有子	内　・　外	□市	000−000*
１０	西			
１１	芦			
１２	泉			
１３	吹			
１４	淀			
１５	堺			
１６	美			
１７	大			
１８	沖			
１９	大			
２０	山口　愛子	内　・　外	□市△△町	0*0−0000−00**
２１	箕面　順子	内　・　外	□区△△町 ~~8~~ 9	000−****−**00
２２	堺　花子	内　・　外	□区△△町○丁	***−0000
２３		内　・　外		
２４		内　・　外		
２５		内　・　外		
２６		内　・　外		
２７		内　・　外		
２８		内　・　外		
２９		内　・　外		
３０		内　・　外		

ご注意！

１．住所の記入について

①堺市内　⇒　●丁まで（美原区の場合は、丁目まで）記入してください。
ただし、番地、街区等によって通学区域が定められている場合については、番地、街区等まで記入してください。
例：堺区南瓦町１丁、美原区さつき野西１丁目

②堺市外　⇒　□市まで記入してください。
例：大阪市、忠岡町、千早赤阪村

２．会員名簿の訂正について

訂正箇所に二重線を引き、付近に正しいものを記入してください。
記名・押印不要。